

改正

平成27年11月13日規則第48号

平成29年10月20日規則第41号

大和市子育て支援センター事業規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童の健やかな成長のために、子育て家庭の抱える母親の孤立感や育児不安の軽減を図るとともに、育児をゆとりを持って楽しめる地域の環境づくりを推進するため、まごころ地域福祉センターにおける大和市子育て支援センター事業（以下「支援センター事業」という。）の運営等に関し、大和市まごころ地域福祉センター条例（平成13年大和市条例第7号）第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 支援センター事業は、次のとおりとする。

- (1) 子育てに関する相談及び情報提供
- (2) 子育て中の親と子が利用できる常設の子育てサロンの運営
- (3) 子育てサークル等の育成支援
- (4) 地域育児センター（市内保育園）との連携支援
- (5) その他支援センター事業の目的達成のために必要な事業

(事業の対象者)

第3条 支援センター事業の対象者は、乳幼児、その保護者その他前条各号に掲げる事業を必要とする者とする。

(指導者及び担当者)

第4条 市長は、支援センター事業を行うに当たり、地域子育て指導者（以下「指導者」という。）

1人及びその補助的業務を行う子育て指導担当者（以下「担当者」という。）2人を、それぞれ置くものとする。

2 指導者は、社会福祉士として3年以上の経験を有する者とし、担当者は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育士を含む。）として2年以上の経験を有する者とする。

3 指導者及び担当者は、職務上知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退任した後も同様とする。

(実施日及び実施時間)

第5条 支援センター事業の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、実施日及び実施時間を変更することができる。

(1) 実施日 月曜日から土曜日まで

(2) 実施時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日は支援センター事業を行わないものとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(子育てサロンの利用時間)

第6条 第2条第2号の子育てサロンの利用時間は、前条第1項第1号に規定する事業実施日の午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、地域育児センター、保健福祉事務所、児童相談所、児童委員、医療機関等と密接に連携し、第2条の事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年11月13日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月20日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。